

化学物質等による眼・皮膚障害防止対策の徹底について

化学物質が入った溶液が飛び散るなどして労働者の眼に入ったり、皮膚に付着したりすることで発生した眼や皮膚への障害は、化学物質等による職業性疾患全体の約半数を占めています。また、その発生件数が近年増加しているとともに、重篤な障害となった事例も起きています。

化学物質等を容器に密閉したまま取り扱う等ばく露のおそれがない作業を別として、化学物質等を取り扱う作業では、化学物質等による眼・皮膚障害を起こさないために、適切な保護具の使用等を徹底することが重要です。

配管の点検や、容器の開閉などの短時間作業であっても、化学物質等を取り扱う作業を行う場合には、保護眼鏡、保護衣、保護手袋等の保護具を使用するようにして下さい。

化学物質等による眼・皮膚障害の発生を防ぐには

1 化学物質等（化学物質及び化学物質を含有する製剤その他のものをいう）

皮膚や眼への障害を起こすおそれのある化学物質には、下記に例示したものをはじめ多くのものがあります。化学物質等安全データシート（MSDS）等により、取り扱う化学物質等の性状や取扱方法等を確認して下さい。

アクリルアミド、アクリロニトリル、アンモニア、エチレンオキシド（別名酸化エチレン）、エピクロロヒドリン、塩化水素、塩素、塩素化ビフェニル（別名PCB）、酢酸、酸化カルシウム、臭素、硝酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、スチレン、トリクロルエチレン、トリレンジイソシアネート（別名TDI）、二酸化硫黄、二酸化窒素、ピリジン、フェノール、ホスゲン、ホルムアルデヒド、無水フタル酸、無水マレイン酸、メタノール、尿素、硫化水素、硫化ナトリウム、硫酸 等

（注）ホスゲン、塩素、臭素、フッ化水素、二酸化硫黄、硫化水素などの物質は、吸入すると重篤な障害を起こすので、多くの場合、防毒マスク等の呼吸用保護具も必要となります。

2 保護具

化学物質等に対する保護具には、化学防護服、化学防護手袋、化学防護長靴、保護眼鏡等の保護具があります。これらの保護具の規格として、下表のもの等があります。

保護具	規格
化学防護服	J I S T 8 1 1 5
化学防護手袋	J I S T 8 1 1 6
化学防護長靴	J I S T 8 1 1 7
保護眼鏡	J I S T 8 1 4 7

① 適切な保護具の選定

化学物質等から皮膚や眼を守るためには、取り扱う化学物質等の性状、作業の内容等に応じて、適切な保護具を選定してください。通常は、眼や皮膚に対する化学物質の思わぬ飛散等に備え、保護眼鏡、化学防護手袋及び作業衣の着用が必要と考えられますが、作業の内容、作業場所の状況等によっては、化学防護長靴も必要となります。化学防護服は、他の措置を講じてもおお皮膚障害等の危険が大きい特殊な作業の場合等に必要となります。

② 保護具の適切な管理

適切な保護具を選定しても、破損していたり、他の化学物質が付着したままになっていたりする保護具では十分な役割を果たせません。破損等のない適切な保護具を使用できるよう、使用前・使用後の保護具の点検及び日常の保守管理を適切に行ってください。

3 事業者が講ずる措置

眼や皮膚に障害を与えるおそれのある化学物質等を取り扱う作業を行う事業場では、事業者は下記の措置を講じるようにしてください。

① 作業規程について

適切な保護具の使用等を徹底するために、作業規程等に保護具の使用等を明記してください。

② 安全衛生教育について

雇入れ時等の教育に加えて、あらゆる機会を捉えて労働者に対して安全衛生教育を実施してください。

③ 使用状況の確認について

労働者に対して、保護具の使用状況を確認してください。

④ 健康診断について

特殊健康診断（労働安全衛生法第66条第2項）を受診している労働者以外は、定期健康診断（労働安全衛生規則第44条または第45条）の際に、「自覚症状及び他覚症状の有無の検査」にあわせて眼又は皮膚の障害の有無を確認してください。そのために事業者は、当該健康診断を行う医師に対し、下記の事項について化学物質等安全データシート（MSDS）等を用いて必要な情報を提供することが望まれます。

ア 当該労働者がばく露するおそれのある化学物質等の名称及びその有害作用

イ ばく露することによって生じる症状・障害等に関する情報

青森県の最低賃金

最低賃金の件名	適用範囲
青森県最低賃金 時間額 606円 (平成16年10月1日発効)	産業や職種に関わりなく県内で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者。 ただし、下記の産業別最低賃金が適用されるものは除きます。

最低賃金の件名	適用範囲	適用除外 (上記の青森県最低賃金が適用されます)
鉄鋼業 時間額 723円 (平成16年12月21日発効)	鉄鋼業。 ただし、高炉による製鉄業及び表面処理鋼材製造業は除かれます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する労働者
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業 時間額 666円 (平成16年12月21日発効)	電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業及び電子部品・デバイス製造業。 ただし、電球・電気照明器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業及び医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)は除かれます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満であって技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け、賄い、運搬又は警備の業務に主として従事する労働者 (4) 部分品・機器等の組立て又は加工業務のうち、小型電動工具又は手工具を用いて行うかしめ、バリ取り、巻線、穴あけ、部分品の取付け又は小型機器の簡易な操作に主として従事する労働者
各種商品小売業 時間額 662円 (平成16年12月21日発効)	各種商品小売業(衣食住にわたる各種商品を販売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない事業所)。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後3ヶ月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する労働者
自動車小売業 時間額 700円 (平成14年12月21日発効)	自動車(新車)小売業、中古自動車小売業、自動車部品・付属品小売業。 ただし、二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)は除かれます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後3ヶ月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け、洗車又は賄いの業務に主として従事する労働者

《最低賃金額の算定に含まれない賃金》

精皆手当／通勤手当／家族手当／臨時に支払われる賃金／1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当等)／時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

※ 最低賃金に関するご相談・お問い合わせは

青森労働局 賃金室 (TEL 017-734-4114) 又は最寄りの労働基準監督署へ。

この表を労働者の見やすい場所に掲示してください(最低賃金法第19条)

平成16年度 冬期労働災害防止運動展開中！

運動期間：平成16年11月1日～平成17年3月31日

これから寒冷期に向かい、凍結による墜落や転倒災害、車両のスリップ事故、または練炭による一酸化炭素中毒等、冬期特有の気象条件の影響を受けた労働災害（以下「冬期労働災害」という。）が多発することが予想されます。

これらの災害を防止するためには、普段と異なる対策が必要となります。

各事業場におかれては、冬期労働災害防止のために以下の対策を徹底して下さい。

1 雪下ろし・除排雪による災害の防止

- (1) 滑り難い靴、ヘルメット等を着用させる。
- (2) 屋根等高所での作業に当たっては、次の事項を行う。
 - ① 開口部はないか、滑り易いものはないか等、予め作業場所の状況確認を行う。
 - ② 安全帯を使用する。
- (3) 機械等での作業に当たっては、次の事項を行う。
 - ① 障害物はないか、転落の危険はないか等、予め作業場所の状況確認を行う。
 - ② 路肩等、転落の危険のある場所には目印の設置や誘導員を配置する。
 - ③ 機械に氷等が詰ったときは、エンジンを止めてから対処する。
- (4) 軒先からせり出している雪は、できる限り地上から除去する。



2 積雪・凍結による転倒、墜落災害の防止

- (1) 通路や作業場所は、囲い・除排雪・融雪の措置等により積雪・凍結を防止する。
- (2) 工事現場の外縁足場は、ネットの設置等により雪の吹込みを防止する。
- (3) 滑り難い靴等を着用させる。
- (4) 服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しない。また、両手に物を持って歩行、昇降しない。



3 車両等のスリップ事故の防止

- (1) 速度は控え目、車間距離は長めにとる。
- (2) 急ハンドル、急ブレーキをしない。
- (3) 橋の上やトンネルの出入口、日陰部分では凍結等があるので速度を落とす。
- (4) 天候や路面状況を考慮にいれた作業・運行計画を立てる。

4 火災・火傷の防止

- (1) 薪ストーブや焚き火等に着火する場合は、ガソリン・軽油・灯油を振掛けない。
- (2) ガソリン等の油脂類や可燃物を火気のそばに置かない。
- (3) 火気を使用する場所には、消火器等を用意する。
- (4) 事務所や寄宿舎等を留守にするときは、ストーブ等火気類の消火を確認する。



5 作業時の保温・体操の実施

- (1) 作業場内の気温の適正化に努める。
- (2) 防寒衣等の着用により保温する。
- (3) 作業開始前に体操等で筋肉をはぐし、筋肉硬化による動作の鈍化や腰痛等の予防を行う。